

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）に対するコメント

純資産の部は「株主資本」と「株主資本以外の各項目」に区分する（基準4項）、とあり、更に、「株主資本以外の各項目」は評価・換算差額、新株予約権および少数株主持分とする（基準7項）、加えて、連結子会社の個別財務諸表の純資産に直接計上された評価・換算差額等は親会社持分と少数株主持分との按分し、少数株主持分割合は少数株主持分へ含めて記載する、とあります。

つまり、親会社株主持分に配分された評価・換算差額のみが連結財務諸表の純資産にされることとなります。

つまり、純資産には、「親会社株主持分」と「少数株主持分」との二つの区分しかないはずですが。ストック・オプションの人件費計上も通常、親会社株主持分に表示されるべきものです。

コメント

① 「純資産の部」という名称は、非営利団体や公会計では使用しますが、営利を目的とした株式会社の場合、株主の権利を表彰する「株主持分の部」の名称が相応しいと思います。英訳することも考慮して名称を決めるべきです。

② 純資産は、「親会社持分」と「少数株主持分」の二つの区分にし、評価・換算差額、新株予約権は「親会社株主持分」の区分へ、「少数株主持分」は少数株主の持分を計上すべきです。「株主資本以外の各項目」では、分かり難く、国際的な理解を得るためには、誰の持分か明確に表現すべきです。

「企業結合に関する会計基準」について、国際会計基準および米国会計基準が共同で草案を公表し、少数株主持分を株主持分の区分へ含めることになり、日本も国際基準に整合させようとする努力が伺え賛同する部分もありますが、一步踏み込んで、完全に一致させてもよいように思います。

企業結合の会計基準で、はじめてIASBとFASBは共同発表した（2005年6月30日）2005年6月30日、FASBとIASBは、企業結合の会計基準について双方の会計基準を一致させた草案を公表した。2007年1月1以降開始する事業年度から適用を予定している。早期適用も可。（IASB's IFRS 3 Business Combinations and the FASB's Statement 141 Business Combinations）。

すべての企業結合について、どちらか一方が他方を取得する一つの方法（a single method）のみを採用する。取得時の公正価値で「のれん」を認識し、取得者ばかりでなく、従来少数株主持分（minority interests）としていた非支配の持分（non-controlling interests）にも配分する。非支配の持分（non-controlling interests）は資本取引として持分（equity）に区分表示する。（IASBニュース IFRS 3草案 FASB 141号草案 参照）

基準番号

Equity and liabilities

持分および負債

31/12/0531/12/04

IAS 1.68(p)

Capital and reserves

資本および積立金

IAS 1.69

Share capital

株式資本

xxx

xxx

IAS 1.69

Capital reserves

資本積立金

xxx

xxx

IAS 1.69

Revaluation reserves

再評価積立金

xxx

xxx

IAS 1.69

Hedging and translation reserves

ヘッジおよび換算調整

xxx

xxx

IAS 1.69

Retained earnings

利益剰余金

xxx

xxx

IAS 1.68(p)

Equity attributable to equity holders of the parent

親会社株主持分

xxx

xxx

IAS 1.68(o)

Minority interest ⇒non-controlling interests

少数株主持分⇒非支配持分

xxx

xxx

Total equity (注1)

持分合計 (注1)

xxx

xxx

=====

=====

少数株主持分 (Minority interest) は国際会計基準1号 (IAS 1) パラグラフ68の(o)により貸借対照表に表示することが求められている。従来少数株主持分 (minority interests) としていた非支配持分 (non-controlling interests) は資本取引として持分 (equity) に区分表示する。

(注1) : 草案では、所有者持分 (Owners' equity) およびその合計を所有者持分合計 (Total owners' equity) の用語を使用している (添付Aパラグラフ A136)。

損益計算書では、「純利益」は、国際会計基準では、非支配の持分を含めて総額表示し、かつ、総額を、親会社株主持分と非支配の持分とに区分表示する。

公認会計士 横山明

平成 17 年 8 月 14 日